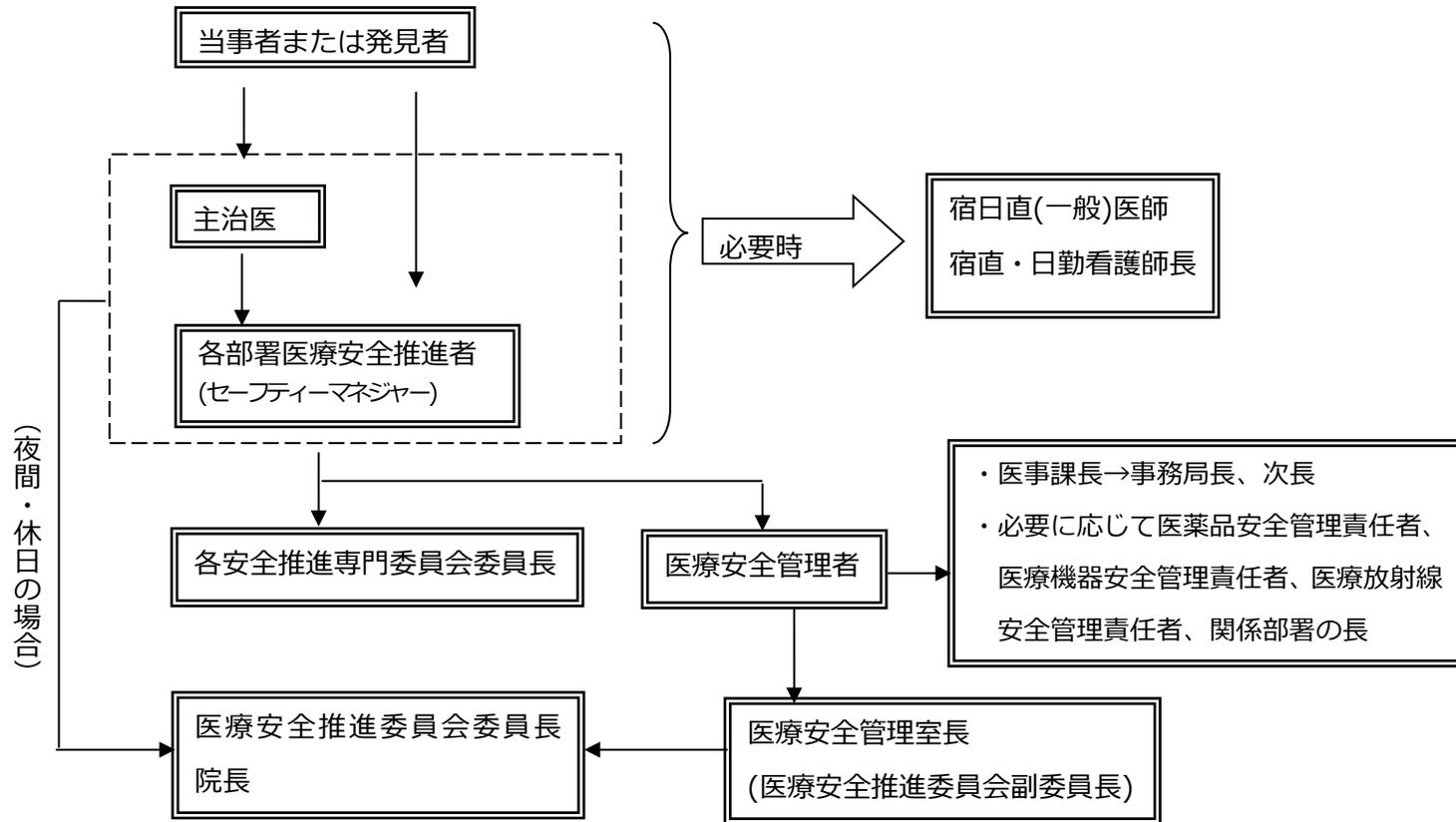


別紙 3

《医療事故発生時の連絡体制》



※当事者から医療安全管理者までの報告体制は、実情に応じ、各部署で定めること。

※連絡が取れない場合は、次の報告先まで連絡を行うこと。

※夜間・休日の場合は、主治医が当該診療科の医療安全推進者（医師）に連絡及び相談の上、どちらかが院長に直接電話し、対応を協議する。